

第 3 期 京丹後市環境基本計画

骨子案

2025 — 2030

2024 年 月

京丹後市

目次

1. 計画の策定にあたって	7
1.1. 策定の背景	7
1.2. 第1期計画	8
1.3. 第2期計画	9
1.4. 世界・我が国の動向	10
2. 計画の位置づけ	14
2.1. 計画の目的	14
2.2. 計画の期間	14
2.3. 位置づけと役割	14
3. 計画の前提	16
3.1. 基本方針	16
3.2. 連携と協調	17
4. 基本理念	18
4.1. 基本理念と目指す社会	18
4.2. 基本方針	19
5. 5つの基本方針の基づく個別方針	20
5.1. 気候変動	20
5.2. 限りある資源	22
5.3. 生物多様性	24
5.4. 環境リスク	26
5.5. 社会環境	27
6. 実現性の確保に向けて	29
6.1. 計画推進上、5つの実行ポイント	30
6.2. 環境側面の統合強化	30
6.3. 各種目標について	31
6.4. 取組評価	32
6.5. 主体性確保と主体構成	32

はじめに

京丹後市は、その全域が日本海へせり出す丹後半島に位置し、琴引浜やブナ林などユネスコ世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」の豊かな自然に恵まれています。

ここに暮し、豊かな自然の恵みを享受する私たちは、一人ひとりが環境の有限性を深く認識するとともに、私たちの手によって環境負荷の低減に取り組み、恵まれたこの環境を貴重な財産として保全し、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

京丹後市では、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、平成 22 年 3 月に京丹後市環境基本計画を策定し、令和元年度からは第 2 期京丹後市環境基本計画に基づき、美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、近年は屋内外での環境を取り巻く状況は大きく変わり、私たちは地球温暖化に起因する気候変動による豪雨災害等の頻繁や激甚化、マイクロプラスチックによる海洋汚染、生物多様性の喪失など地球規模の環境問題に直面しております。このような状況のもと、国際的には SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて取組みが進められており、国の環境施策においても、循環型共生社会の実現に向けて、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

こうした環境問題や社会経済情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、新たな環境基本計画を策定いたしました。

本計画では、これまでの計画の基本的考え方を踏襲しつつ、「自然資本を軸とした環境・社会・経済の向上～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～」を基本理念に掲げました。近年重要性を増している地球温暖化への取組や恵み豊かな自然を保全・利用し、未来の世代につなげていく施策を定め、環境問題の解決だけでなく、社会・経済等も視野に入れて取り組む計画としております。

持続可能な社会を実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、市民・事業者・行政等が一体となって取り組むことも必要です。今後も引き続き将来世代により良い環境を引き継げるように様々な施策を進めてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、京丹後市美しいふるさとづくり審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

2024 年 月 京丹後市長 中山 泰

1. 計画の策定にあたって

1.1. 策定の背景

本市の環境政策においては、京丹後市まちづくり基本条例(平成 19 年条例第 54 号)をまちづくりの基本理念として、京丹後市総合計画及び第 2 期京丹後市環境基本計画の中にその方針と行動計画を位置付け推進してきました。

このたび、第 2 期京丹後市環境基本計画が2024(令和 6)年度に、6 年目を迎えることから、第 3 期京丹後市環境基本計画の策定を行います。

京丹後市は、京都府北部の丹後半島に位置し、豊かな山々を源流とする河川流域により盆地が形成され、海岸は岩礁帯から砂丘、湾や入江など多様な自然形態を持つなど、豊かで美しい自然環境を形成し育んでいます。私たちはこの豊かな自然と生活環境を享受し、かけがえのない財産として将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

人間の活動に伴う地球環境の悪化が明らかとなり、回復不可能な変化が引き起こされようとしている今、私たち一人ひとりが環境の有限性を認識し、環境に接する行動、活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められています。

京丹後市は「環境対策の地域展開は地域社会の持続可能性と強靱性を育む取組であって、地域の生み出す付加価値を増大させるもの」とする京丹後市美しいふるさとづくり条例の認識に基づき、美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくりを目指しています。

私たちの暮らしは、大気、土壌、水質によって育まれた生態系に支えられており、豊かな資源と美しい景観が地域固有の環境を生み出しています。これらの自然的条件・社会的条件をそれぞれの視点からしっかりと保全し、自然と共生する社会の構築が求められています。

1.2.第1期計画

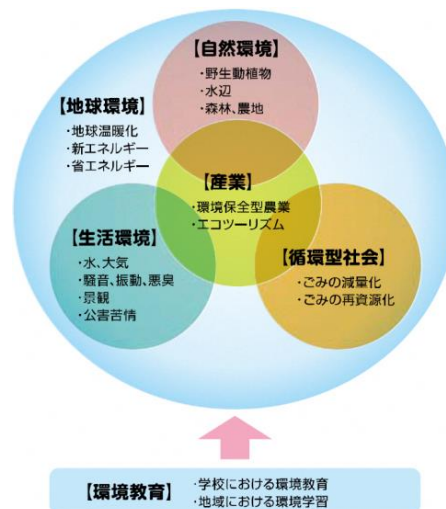
京丹後市は、2009 年度から 2018 年度を計画期間として、第1期京丹後市環境基本計画を策定し、「～古代から未来へ 自然美豊かな歴史と文化のまち 京丹後～『暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市』を実現するために今後の方向性を描く」ことを望ましい環境像に掲げ、計画に基づく施策を進めてきました。

第1期計画期間は、期間を通して人口減少社会※の到来を迎え、地域では過疎高齢化の進行、エネルギーの本格的自由化をはじめとして経済情勢・購買形態・社会流動性の変化は著しく、また、東日本大震災や台風の襲来・集中豪雨といった自然及び気象災害の激甚化※と頻発化なども重なり、自然環境のみならず経済・社会各環境において人々の価値観を大きく変化させた10年間となりました。

現状、自然環境の保護及び社会的な活用、地球温暖化※の緩和、気候変動への適応、災害発生時のごみ処理の問題など、市民に直接関係する課題が分野を越えて顕在化しており、また、環境分野の諸課題は自然の上に成り立つ私たち人の生活を起源として、後戻りできない影響を私たちの生活環境に与えつつあるとされ、環境・社会・経済の各分野を越えた目標共有が不可欠となっています。

地域固有の自然環境は、いわば地域社会を創り出す源泉であるといえることから、次期計画の策定にあたっては、環境対策を「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動をひとつの環とし「新しい価値観の創造」を楽しみとして捉え進めることが望ましいと考えるものであって、各種の施策・事業そのものが環境対策として機能するよう、各種計画と連携した多面的かつ複合的な計画とすることが望まれます。

〔第1期計画〕
～古代から未来へ
自然美豊かな歴史と文化のまち
京丹後～
第1期環境基本計画の範囲



1.3.第 2 期計画

京丹後市は、2019 年度から 2024 年度を計画期間として、第 2 期京丹後市環境基本計画を策定し、「社会」「経済」へ“環境価値”の統合 ～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～」を実現するために、計画に基づく施策を進めてきました。

第 2 期計画では、持続的な環境資源の「利用」に努め、環境・社会・経済 3 側面の「共生」を進めるとともに、気候変動等環境変化への「適応」にも取り組んできました。

森林の働きと保全の大切さを知っていただく機会として、大宮町五十河地内でのブナ林観察会を実施しました。また、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質遺産の保護・保全、教育や観光振興への活用を図るとともに、美しい砂浜海岸の保全と年中にぎわう日本一の砂浜海岸づくりを推進し、環境保全及び活用の促進を図りました。CO₂ 吸収、水源の涵養、生物多様性の保全などの多面的な役割を果たしている森林をはじめとする自然環境を引き続き、大切に守り育て、次世代に引き継いでいく取り組みを進めていく必要があります。

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電設備導入に係る補助を行い、CO₂ 削減を促進するとともに、災害時の電源確保による地域の防災力の向上につなかりました。

事業所を対象とした環境経営セミナーを開催し、事業所内のエネルギー消費効率の合理的な改善による温室効果ガス排出抑制と併せて、企業の付加価値向上にも繋がる経営手法を学ぶ機会を提供しました。

観光面では、砂浜海岸、国立公園や国定公園の環境保全を行い、観光振興、都市との交流拡大等を図り、自然環境の保護と利用の好循環の形成に資することができました。

有害鳥獣対策においては、有害鳥獣を捕獲することで、農作物の被害、営農意欲の低下、市街地等の出没及び人身被害の防止を図るとともに、捕獲した鳥獣の有効活用を図ってきました。これらに限らず、持続可能な社会づくりに貢献できるまちを目指し、環境を軸として社会・経済の課題解決を図る取組を推進していく必要があります。

市民や事業者の意識啓発や行動変容を促す事業として、ゴーヤを使った緑のカーテン講習会、家庭の脱炭素ライフスタイル推進のセミナーを実施しました。また、出前講座及び健康づくり推進員研修会で熱中症予防の啓発のほか、自主防災組織に対する防災資機材購入費用に対する補助、地域防災に関する研修を実施しました。日本や世界の年平均気温が上昇し、猛暑日や熱帯夜等の日数、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加などの気候変動による影響に対して、今後とも各分野で適応する取り組みを推進していく必要があります。

1.4.世界・我が国の動向

現在の世界・我が国の動向を踏まえて、2030 年に向け CO₂ 削減と生物多様性の損失を防ぐ取り組みを進めていく必要があります。

(1). 深刻化する環境危機

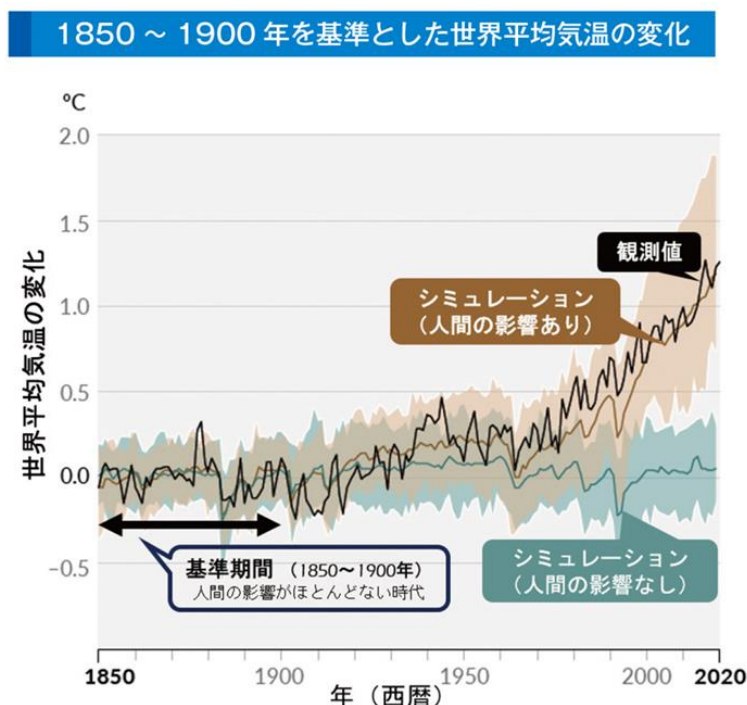
○気候危機(地球沸騰化時代の到来)

2023 年は記録的な高温の 1 年であり、世界及び日本の平均気温は統計開始以降最も高くなりました。2023 年 7 月には、グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」という言葉で、気候変動による最悪の事態の回避を訴えました。

また、世界各国、経済界が、繰り返し重要と伝えているのは、世界の平均気温の上昇を、産業革命前を基準にして「1.5℃以下に抑える」必要があるということです。

一方、世界気象機関(WMO)によると、2024～2028 年に産業革命前からの気温上昇が年間平均で 1.1～1.9℃で、過去最高となる確率が 86%、同期間に少なくとも 1 年は気温上昇が 1.5℃超となる確率は 80%と報告しています。

図 1850～1900 年を基準とした世界平均気温変化



IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書 政策決定者向け要約 図 SPM.1(b) に加筆

出所:気象庁ホームページ

○生物多様性(第6の大量絶滅時代)

私たちの暮らしは、生物多様性によって支えられています。その生物多様性が、驚くべきスピードで失われつつあります。

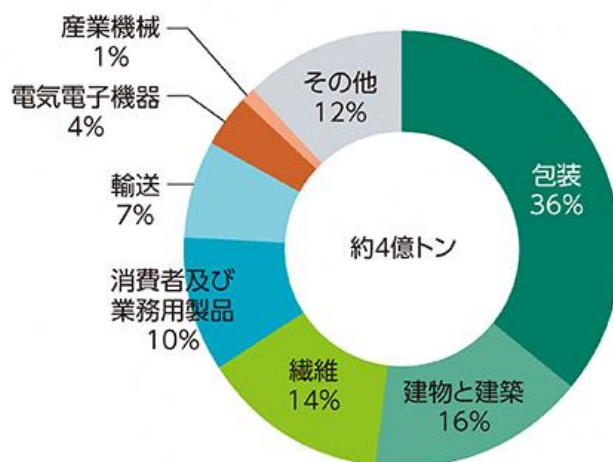
現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われます。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が5回あったと言われていたますが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く(自然状態の約100~1,000倍)、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。

2017年12月の国際自然保護連合(IUCN)の世界の絶滅のおそれのある野生生物のリスト(レッドリスト)では、絶滅のおそれのある野生生物は2万5,821種に達しています。また、世界の野生生物の分類群ごとの絶滅のおそれの状況を表す「レッドリストインデックス」では、鳥類、哺乳類、両生類及びサンゴ類の統合指標について、絶滅に向かう方向に数値が大幅に悪化しています。

○汚染への対応(化学物質、マイクロプラスチック等)

汚染への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」です。化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年までにほぼ3倍になり、環境への流出量は2060年には年間4,400万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックの量は3倍以上に増加する見込みとされています。マイクロプラスチック(一般的に5mm未満とされる)による影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されています。

図 2015年の産業分野別の世界のプラスチック生産割合



資料：UNEP "SINGLE-USE PLASTICS" (2018)

出所：令和2年環境白書(図1-3-2)

(2). 2030 年の重要性

江戸時代までは水力や森林といった循環型資源を基調とした文明を築いてきました。しかし、明治以降、化石燃料を大量に利用することで産業革命を実現し、現在の繁栄をもたらした一方で、深刻な環境危機に直面しています。

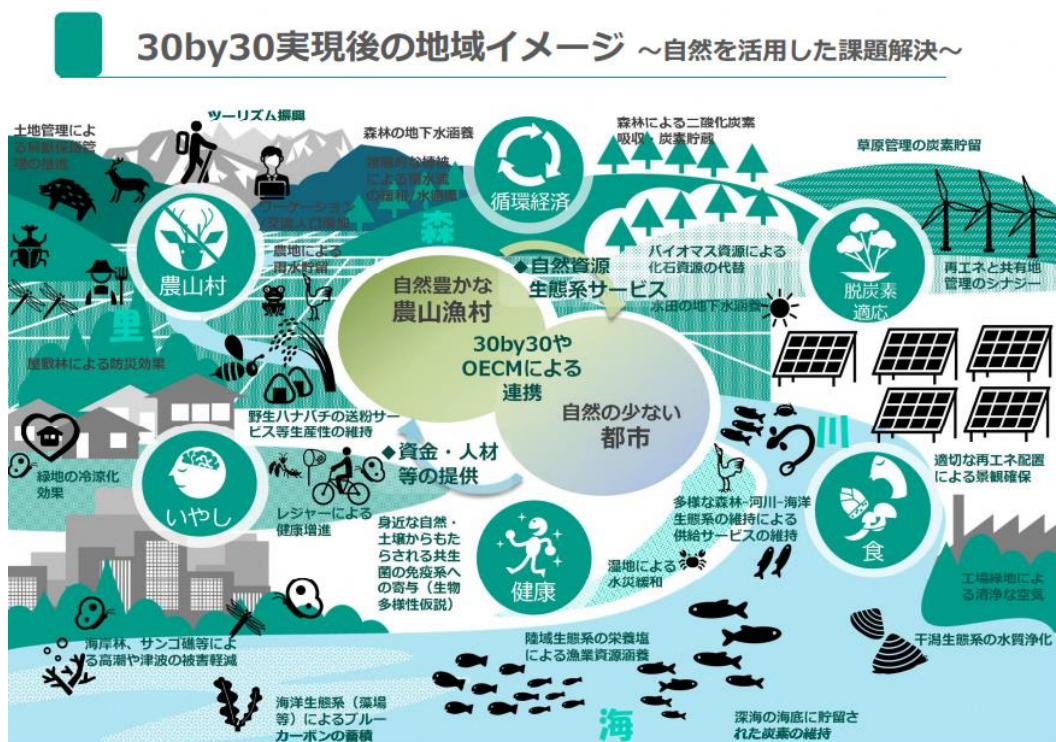
再生可能エネルギーやデジタルなどこの百数十年間で生まれた様々なイノベーションを土台に、再び自然循環型資源を基調とした新たな文明の創造が不可欠であり、経済社会システムの大変革が求められています。

また、私たちに残された時間は、多くありません。国際的な目標となっている、1.5℃目標の達成に向けて、2030 年頃までに行う私たちの選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと指摘されています。

生物多様性の観点からは、愛知目標に替わる新たな世界目標として 2022 年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが 2030 年ミッションとして定められ、2030 年までに達成すべき 23 のグローバルターゲットが盛り込まれています。

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全していく必要があります。

図 30by30 実施後の地域イメージ



(3). 経済社会活動が自然資本の基盤の上に成立する

環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っており、従来は「ヒト・モノ・カネ」が中心だった経済資本に加えて自然資本の重要性が指摘されています。

環境負荷の増大により、この自然資本が臨界的水準を下回ることがあれば、人類の生存そのものが脅かされる事態となります。

図 SDGsウェディングケーキモデル



SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットから構成されますが、これらの目標の相互の関係性を示すものとして SDGs ウェディングケーキモデルがあります。

同モデルは、SDGs の目標 17 をケーキの頂点として、その下にある 3 つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されています。この 3 つの階層の並び方はそれぞれ意味があり、「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」、つまりは人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表しています

出所: 農水省ホームページ

2. 計画の位置づけ

2.1. 計画の目的

本計画は、自然環境の保護と保全、脱炭素化・省資源化、廃棄物抑制と循環型社会の創造、生活及び活動上の価値観の転換を通して、環境の変化を受け入れ適応していくことの認識を醸成しつつ、環境・社会・経済それぞれの分野別課題を統合的に解決していく市民社会を実現するための基本的な方向を示すものとします。

京丹後市が取り組むまちづくりを環境視点から総合的かつ計画的に表し、推進を図ることを目的として本計画を策定します。

2.2. 計画の期間

地球環境、国際社会の情勢、地域の生活環境、国等の政策方針等の変化は、速度を上げています。

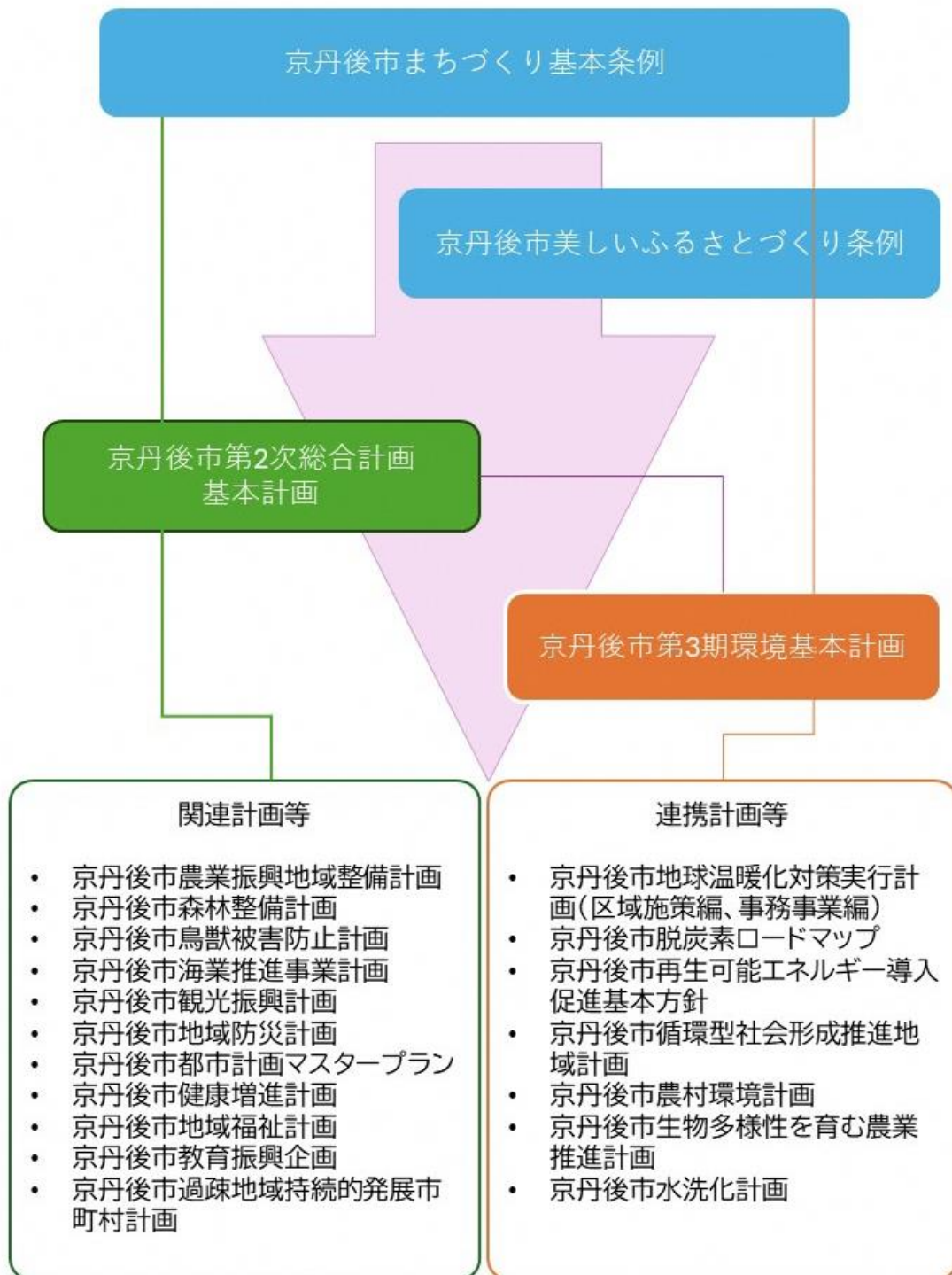
これらの現状を踏まえ、数年先の傾向を見通した中期的な期間と目標の設定が妥当と考え、第3期計画の策定にあたっては、計画期間は2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6年間とします。

2.3. 位置づけと役割

第3期京丹後市環境基本計画は、京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成29年条例第15号)第8条の規定に基づき、本市の環境行政の推進に関する基本的事項を定めるものであり、環境視点における各分野別課題及び目標を政策的に統合し、解決・達成を通して健全な地域環境の形成、自然環境維持・保全の推進を図ることを役割とします。

市は、環境対策が地域活力を高める一つの側面として位置付け、環境分野における諸課題に対し計画的に対策を講じつつその影響の緩和、回避、軽減、適応を進め、地域の付加価値や持続力を高める原動力とするべく計画を推進します。

図 計画の位置づけ



3. 計画の前提

3.1. 計画の骨子

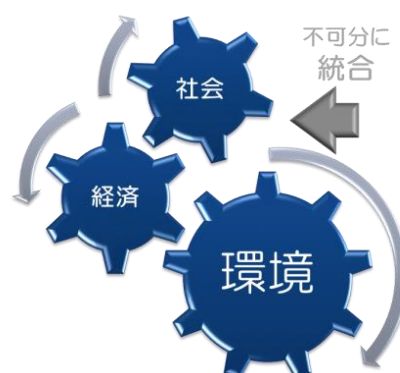
(1). 持続的な環境資源の「利用」に努める

自然及び生物多様性を維持し続けるための基盤そのものへの影響が危惧される今日、人の活動は全て地球環境によって成り立っていることを再認識し、環境保全を基本に環境負荷・環境影響の回避と軽減を進めるとともに、環境資源の利用に努めるものとします。



(2). 環境・社会・経済 3側面の「共生」を進める

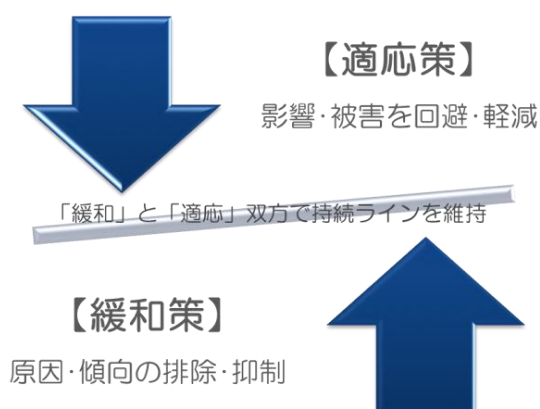
環境保全、社会動態、経済成長、各分野の活動や課題は相互に関連し複雑化しています。経済・社会の分野に環境側面を密接な関係において取り入れ、統合的な課題解決に取り組みます。また、課題解決では部分的・構造的課題に将来的課題を取り入れ、持続的好循環形成の視点を持った3側面(環境・社会・経済)の共生に取り組みます。



(3). 気候変動等環境変化への「適応」に取り組む

温暖化と気温上昇を主要因とする異常気象など気候変動、これら環境変化による直接的な市民への影響・被害が顕在化しています。

変化を受け入れる体制と長期的リスクを捉えた影響回避・軽減のための適応施策の取入れを通し、適応の浸透を進めます。



3.2. 連携と協調

(1). 持続可能な開発目標「SDGs」

SDGsは、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。この中で、誰一人取り残さないことを誓っています。また、取組の成果・着地点が複数側面から統合された 17 の目標を置いています。

一つの行動によって複数側面からの統合的解決を生み出す特徴を持ち、17 の目標と 169 のターゲットが設けられています。この目標・ターゲット間の関連性全ての背景に環境問題があります。

SDGs では、現状の中で未来の豊かな地域社会や市民生活をいかに追求するかの考えに立ち、これからの地域政策に求められる重要な観点を示しています。



出所：国際連合広報センター

(2). 市既存施策への環境側面の補完

京丹後市には、上位計画となる総合計画・基本計画を中心に、各分野別の個別計画があります。

SDGs では複数側面からの統合的な課題解決が示され、近年の環境政策では「環境・社会・経済、3側面の統合的な課題解決」が求められることから、本計画にあっては総合計画を中心とした各種の計画及び施策へ環境側面の調和を図る役割と協調が必要とされます。

4. 基本理念

4.1. 基本理念と目指す社会

社会・経済・環境を統合させる次のステップとして、本市の豊かな自然資本を軸とした取組の転換により環境・社会・経済を向上させていくことを理念とします。

自然資本を軸とした環境・社会・経済の向上
～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

「自然(環境)」「ひと(社会)」「活動(経済)」が共生し、この環をもって持続する地域づくりを進めます。

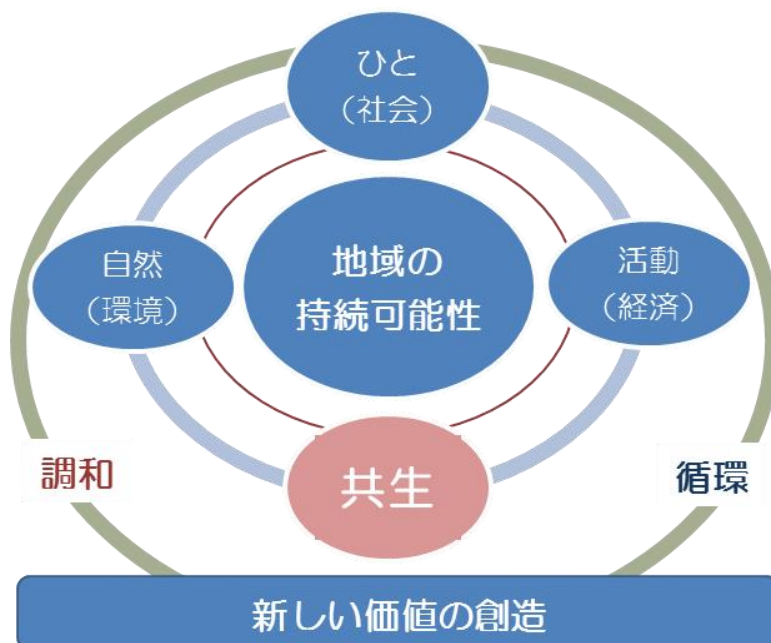
環境対策は、「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、社会・経済の基盤として、新しい価値を創造できる楽しみに変えて取り組むことが重要です。

「環境・社会・経済、3側面の統合的課題解決」を、京丹後市の豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動の環として置き換え、結果として環境へ負荷を与えず、また、人々が多様な価値観と営みで潤う社会を目指します。

今、気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面しているとともに、人口減少と少子高齢化、地方の疲弊・経済の長期停滞など社会・経済の課題を抱えています。

環境・社会・経済すべてにおいて、「勝負の 2030 年」に向けて、「環境政策」を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していくことを目指します。

図 目指す社会



4.2. 基本方針

近年、直面している3つの危機に向けて、現代の仕組みなどは持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が急務です。

そのため、5つの基本方針を明確にして、持続可能な経済的・社会的基盤の実現に向けた各種施策に取り組みます。

I

気候変動【緩和と適応】

～脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応～

II

限りある資源【循環と再生】

～自立した持続可能な循環型社会の形成～

III

生物多様性【共生と向上】

～自然環境の保全と自然資源の活用～

IV

環境リスク【抑制と管理】

～人の健康と環境の保護～

V

社会環境【選択と転換】

～持続可能な選択、モノから質へ 価値観の転換～

5. 基本方針の基づく個別方針・計画

5.1.気候変動

個別方針	緩和と適応
取組目標	脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応

環境ターゲット

- 脱炭素化に向けた暮らし・産業への転換を進める
- 気候変動に適応する地域づくりを進める

重点施策

- 庁舎・その他公共施設に関する脱炭素化の促進
- 地域における再生可能エネルギー導入の促進
- 脱炭素化の暮らし・産業に向けた行動変容・ライフスタイルの転換を後押しする取組
- 気候変動に適応した社会基盤の整備と維持管理
- 熱中症対策の推進
- 森林・グリーンインフラの整備

推進計画

- ☐ 京丹後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を遂行します。

京丹後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

2050 年カーボンニュートラルに向けて、2030 年までに大幅削減を行うことが重要であることから、あるべき社会を想定し、未来から現在へとさかのぼってどのような道筋を通るのかを明らかにするバックカスティングの考え方で目標設定を行いました。

目標設定にあたっては、国際的な動向を見通して、2030 年度 50%削減(2013 年度比)を目指します。本計画の目標年度である 2028 年度までは、毎年、同じだけの取組を行うものとして設定します。

本計画では、目標に向けた市民、事業者、公共の取組について整理しています。

京丹後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

●脱炭素化に向けた暮らし・産業への転換を進める

区 分	取組内容
エネルギー消費量の削減	● 省エネ設備、家電の導入 ● 合理的なエネルギーの利用の普及 ● 電気自動車等の導入、次世代交通サービスの普及 ● 省エネ性能に優れた住宅・建築物等の導入 等
再生可能エネルギーの最大利用	● 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の導入 ● 営農型再生可能エネルギー発電設備の導入 ● 住宅・建築物等への再生可能エネルギーの導入 ● 最大限利用のための蓄電池の導入 ● 脱炭素化につながるエネルギー源への段階的な移行 等
置き換え・その他	● 脱炭素化に向けた戦略の策定 ● 森林・グリーンインフラの整備 ● 人材育成・促進機会 等

●取組に向けた指標設定

区 分	進捗状況の把握のための指標
省エネ	● 廃棄物抑制に向けた食品ロスに取り組む割合 ● 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を意識する割合 ● 省エネ家電・機器等の導入についての検討・実践が当たり前と考える割合
再エネ	● 再生可能エネルギーの導入率 ● 再エネ導入についての検討・実践が当たり前と考える割合 ● 地域資本における再生可能エネルギー導入の検討開始 ● 市内の事業者等における再生可能エネルギーの導入や調達事例の創出
置き換え・その他	● 脱炭素化を意識した事業活動を行っている事業者数 ● 理解促進機会の創出

●気候変動適応に関する取組の方向性

- ☐ 市、事業者、市民は冷房の効果的活用、クーリングシェルターの設置・活用など、熱中症・健康管理への注意喚起を進め、行動する。
- ☐ 市や団体等は、気候変動に適応する良質な地域産物を安定的に生産するための支援を進める。
- ☐ 市は災害危険箇所、豪雨時における浸水区域を想定し、市民への事前周知に努める。
- ☐ 浸水対策を実施するとともに、浸水被害をもたらしている河川の早期改修を要望する。
- ☐ 自主防災組織の充実、地域の多機能化等により地域の防災・共助体制の強化を図り、消防団とあわせて地域における協働の充実を進める。
- ☐ 市は気候変動及びその影響に関する変化観察、情報収集を行い、関係法令等を活用した地域に合った適応策を図る。

5.2. 限りある資源

個別方針	循環と再生
取組目標	自立した持続可能な循環型社会の形成

環境ターゲット

- 循環型の社会・産業への転換を行う
- 廃棄物の処理体制の維持・強化を行う
- 生活排水処理の適正化に努める

重点施策

- 4R が当たり前の社会の推進
- 既存焼却施設に係る長寿命化対策
- 新たな焼却施設の整備計画の検討
- 新たな最終処分場の整備計画の推進
- 生活排水処理に係る合理化、水洗化の推進

市民行動

- ごみを出さない方法、出さずに済む方法を意識しましょう。
- ごみの処理責任者は、ごみを出した人であることを理解しましょう。
- 分別対象は「ごみ」でなく「再活用」にあることを理解しましょう。
- 自給自足、地産地消、食品ロスを意識しましょう。
- 「循環」への心がけが、次世代の環境・暮らしに繋がります。

推進計画

- 循環型の社会・産業への転換を行う
 - 4R の推進を行います。特に、食品ロスの削減に向けた取組や啓発を進めます。
 - 生活形態の変化や排出ごみの傾向を捉え、出前講座の実施や広報活動を通し、市民によるごみの発生抑制、分別等資源化の推進に努めます。
 - 持ち込まれたお土産ごみ、持ち帰られない放置ごみに対して、各種利用者のルール・マナーに関する啓発を推進します。
 - バイオマス由来製品の製造など、資源循環型産業の育成・支援を進めます。
 - 再資源化が可能な未分別ごみの分別排出・処理の方策について検討を進めます。
 - 現状埋め立て処分している焼却汚泥等、資源化の可能性を検討します。
 - その他未利用資源や廃棄物の資源化利用を目的とした事業等を推奨します。

- 「廃棄物の処理体制」の維持・強化を行う
 - 一般廃棄物の適正処理を進め、処理体制の維持・強化に取り組みます。
 - ごみ焼却施設の長寿命化・延命化と次期焼却施設の整備計画の検討を進めます。
 - ごみの種類に応じた分別収集を随時調整するとともに、事業者や自治会などによる取組との連携を進めます。
 - 京都府及び地域団体等と連携し、海岸漂着物の回収・処理に取り組みます。
 - ごみの発生抑制及び分別・再資源化の促進について、地域住民等の理解と協力の確保に努めます。
 - 地域防災計画と連携した災害時における廃棄物処理のあり方の検討を進めます。

- 「生活排水処理」の適正化に努める
 - 公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保に向けて取り組みます。
 - 下水道への接続を促進し、水洗化の推進と効率的で適切な污水处理を進めます。
 - 接続助成や下水道事業普及推進員による水洗化推進に取り組み、生活雑排水を公共用水域に流さないよう協力を呼び掛けます。
 - 水洗化の進行や施設の老朽化の状態に応じ、し尿処理施設の運営等の合理化を進めるとともに、施設の統廃合も含めた効率的な更新に向け調整を図ります。
 - 下水道整備の早期完了を目指します。

5.3. 生物多様性

個別方針	共生と向上
取組目標	自然環境の保全と自然資源の活用

環境ターゲット

- 自然環境を守る
- 生物多様性を維持する
- 森・里・川・海の恵みを活かす
- 外来種・鳥獣被害から地域を守る

重点施策

- 環境共生推進地域・保護区域・自然公園・体験エリア等の指定
- 自然資源活用型の産業における基盤強化と人材育成
- 実践・実感、体験・体感、伝承・学習、各種機会の創出

市民行動

- 身近な自然環境、動植物に関心を持ちましょう。
- 人は生態系的一部分であることを理解しましょう。
- 事業及び活動、生活における環境影響を意識しましょう。
- 身近な自然への配慮が、環境への配慮に繋がります。

推進計画

● 「自然環境」を守る

- ☐ 自然公園や山陰海岸ジオパーク、府や市の指定・選定区域及び地域においては、指定・選定の趣旨や背景に基づき持続的な保護・保全活動を進めます。
- ☐ 自然環境に対して健全かつ適切な整備、管理を行います。
- ☐ 自然環境の受益者である市民・地域が主体となった行動を求めます。
- ☐ 産業基盤となる自然環境を、守り育て、共生する暮らしや事業活動を推進します(ネイチャーポジティブ経済の推進)。
- ☐ 人々の憩い、触れ合い、学習の場として自然環境の活用を進めます。

● 「生物多様性」を維持する

- ☐ 野生生物の生息・生育環境の減少及び消滅を防ぐため、市民活動等による未然の防除や保全を進めます。
- ☐ 生物多様性への圧力を軽減しつつ、自然の能力に寄り添い活用する構築物の整備等に配慮します。(「eco-DRR」:生態系を活用した防災・減災)

● 「森・里・川・海」の恵みを活かす

- ☐ 人と自然との相互作用により形成される森・里・川・海の保全を進め、共存する社会の維持に取り組みます。
- ☐ 第1次産業と2次・3次産業が連携した新たな事業形態の創出や、担い手、就業者等人材の育成を進めます。
- ☐ 自然環境を基盤とする地域産業では、組織化、集約化、生産性向上、副産物の活用、高付加価値化などを通じた有効活用に努めます。
- ☐ 収穫・漁獲物では、気候変動にともない変化する生育環境への適応を進めます。

● 「外来種・鳥獣被害」から地域を守る

- ☐ 鳥獣対策では人や生活と生物の境界線確保、集落間の計画的な防護柵の設置、体制強化、機材整備及び支援等を進めます。
- ☐ 個体数調整、捕獲員の確保対策、捕獲体制の強化維持を進めます。
- ☐ 地域・市民単位での主体的取組を推進し、生物の生息環境の保全と人の生活圏の適切な共存を図るとともに地域本来の生息環境を大切にします。
- ☐ 外来種対策では、侵入前はモニタリング、侵入初期は緊急的防除、定着段階では被害拡大の防止を周知し、地域の実情に応じた防除に努めます。
- ☐ 広報などを通して市民・地域と連携した対策を進めます。

5.4. 環境リスク

個別方針	抑制と管理
取組目標	人の健康と環境の保護

環境ターゲット

- 水・大気・土壌の環境を保全する
- 不法投棄・公害を防止する

重点施策

- 生存基盤である水・大気・土壌環境の環境基準達成・法の遵守
- 不法投棄や不法焼却、公害防止の監視指導
- 新たな環境リスク等に関する情報収集・発信

市民行動

- 事業及び活動、生活における環境影響を意識しましょう
- 新たな環境リスク等の情報に関心を持ちましょう

推進計画

- 水・大気・土壌の環境を保全する
 - ☐ 土壌汚染の防止や農薬の安全性評価、土壌・地盤環境の保全に取り組みます。
 - ☐ モニタリング・法令遵守に取り組みます。
 - ☐ 新たな環境リスク等に関する情報収集・発信を行います。
- 「不法投棄・公害」を防止する
 - ☐ 環境への影響に配慮し、不法投棄や不法焼却、公害の防止に関する監視を進めます。
 - ☐ 京都府との不法投棄等特別対策丹後広域機動班における連携等を通じて、監視パトロール、情報共有、不法投棄防止ネットや立て看板の設置、街頭啓発など、継続的な対策を進めます。
 - ☐ 大雨や台風に伴う海岸漂着物の処理問題が顕在化しており、持続可能な対応と対策の取組を進めます。
 - ☐ 市民協働による海岸漂着物や散乱ごみの発生抑制、回収、処理など対策を実施します。

5.5. 社会環境

個別方針	選択と転換
取組目標	持続可能な選択、モノから質への価値観の転換

環境ターゲット

- 自然・ひと・活動の好循環を進めましょう
- 公共施策へ環境ターゲットの統合を図ります
- 環境共生の文化と価値観を日常生活で育みましょう
- 人づくりに環境を取り入れましょう

重点施策

- 自然・ひと・活動が循環する自然資源の社会的活用を促進
- 社会インフラの維持管理における適応(持続)観点と対策
- 地域自治における多機能化と自立促進
- 情報発信、行動変容・ライフスタイルの転換を後押しする啓発と社会活動の実践
- 人づくりの場面に環境接点と環境変化の実態を反映
- 「自然環境のある日常」発見・創造機会の創出

市民行動

- 人間活動の基盤は「自然資本」にあることに関心を持ちましょう。
- 日常の選択の中で、次世代のことを考えた選択を意識しましょう。
- 一人ひとりの主体的な行動が、地域の自然浄化作用を育みます。

推進計画

- 「自然・ひと・活動」の好循環を進めましょう
 - 観光産業資源として観光メニューへの展開、農林水産業資源として振興メニューへの展開など多様な組み合わせの展開を奨励します。
 - 自然豊かな地域特性を活かした新たな付加価値化や商品開発を進めます。
 - 教育旅行、体験、滞在の視点から、交流人口の増加を進めます。
 - 豊富で質の高い食の魅力に磨きをかけ、戦略的に観光へ活用します。
 - 「持続的で環境にやさしい観光地・京丹後」という考え方を市民や地域に広めるとともに、本市のビーチを、訪れる側、受け入れる側が一緒になって保全する取組を展開します。
 - 山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。

- 「公共施策」へ環境ターゲットの統合を図ります
 - 公共事業、公共交通における脱炭素化を推進します。
 - 条例指定、規制指導、自然歴史的環境・景観の地域指定や登録に基づく保全を推進します。
 - 家庭、学校、地域、行政などが連携した食育を推進します。
 - 農地、森林、海岸などの自然環境と都市機能とが調和した土地利用、道路・河川施策の調整を行います。
 - 地域材を利用した公共施設・公営住宅の整備、機能向上、里山林の整備を推進します。
 - うるおいある住環境や憩いの場などを整備します。
 - 市道、橋梁等の老朽化を点検し、計画的な修繕実施による安全確保と長寿命化を行います。

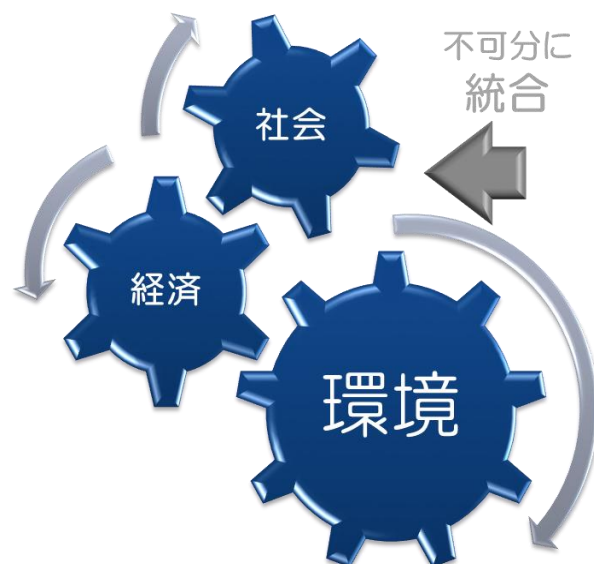
- 「環境共生の文化と価値観」を日常生活で育みましょう
 - 地産地消・地産来消を推進し地域内消費の拡大を図ります。
 - 産業基盤、地域雇用の維持に努めます。
 - 持続可能な小規模自治の推進、自主的かつ主体的に行う自治活動を支援します。
 - 地域・社会活動や NPO 法人活動等のコミュニティ活動支援を進めます。

- 「人づくり」に環境を取り入れましょう
 - 学校教育・社会教育において、持続可能な社会の作り手の創出を目指し、自分で考える力・豊かな人間性を育む教育環境を形成します。
 - 自然環境と触れ合う機会、地域の資源や文化、人材を活用した学びの機会など、実践・実感、体験・体感、伝承・学習など各種機会の創出を進めます。
 - 未来を担う若者世代の交流や意見交換、研さんなどの場を設定します。
 - 自主的かつ継続的な社会教育活動を進める関係団体を育成、支援します。
 - 出前講座の積極的展開など、講師派遣等を通じた支援を進めます。

6. 実現性の確保に向けて

計画の実効性の確保に向けては、環境問題を環境問題のみで捉えられなくなっている状況を踏まえ、京丹後市総合計画等に位置付けられる既存施策に環境の側面を取り入れ統合的に取り組むものとして、環境側面の補完を進める中でこの計画における実効性を確保するものとします。

人々の全ての活動の側面には環境があることを再確認し、環境・社会・経済、自然・ひと・活動の一体的解決を横断的な認識とするとともに、既存施策には各種の見直しや立案の機会を通して環境側面を調和させ、既存行政施策の進捗そのものが環境政策として機能するよう多面的かつ複合的に取組を進めるものとします。



「環境側面」の分類整理

環境資源の利用	現状の保全、共生	変化への適応
人の活動は全て地球環境によって成り立っていることを再認識し、負荷を軽減し、環境資源の持続的な利用を進めます。 【例えば】 ・地産地消 ・フィールド体験、スポーツ ・エコツーリズム※ ・公園の指定、活用 ・負荷低減型農林水産業 ・自然の公益的機能活用 ・水質浄化、森林整備 ・市民協調行動※の活発化	環境・社会・経済、持続性の統合的な課題解決に取り組む、より持続可能性の高い地域の基盤づくりを進めます。 【例えば】 ・各種高付加価値化 ・産業間連携(6次等) ・新規創業、起業・伴走支援 ・定住、移住、空家等対策 ・廃棄物、衛生処理体制 ・海岸漂着物対策 ・子育て支援 ・担い手育成、人づくり ・社会活動の奨励	環境変化と変化による直接的な影響を確認し、変化を受け入れる体制づくりと長期的リスクに備えます。 【例えば】 ・農林水産業の基盤 ・第2、第3次産業の基盤 ・土、品種、生産の改良 ・植生保護・保全 ・鳥獣被害対策 ・河川、森林、海岸等の維持 ・工法、社会インフラの適応 ・地域防災、多機能体制 ・防災体制、災害廃棄物 ・福祉、医療体制

6.1.計画推進上、5つの実行ポイント

- (A)「視点」・・・行政運営・公共施策上における徹底
（「環境側面」の調和、環境マネジメント※、環境負荷の低減、持続性の統合）
- (B)「機会」・・・機会の創出、概念の醸成
（場とプログラム開発、体験活動、レクリエーション連携、保全活動）
- (C)「指定」・・・地域指定と共生実践
（自然公園、環境共生推進地域、環境保全地域、保護区域、土地利用）
- (D)「人材」・・・担い手育成
（学校教育・社会教育での環境プログラム、出前講座、認定、表彰）
- (E)「管理」・・・環境管理
（環境基準の見える化、定期監視・定点観測、情報集約・提供）

6.2. 環境側面の統合強化

分野別施策の立案及び実行にあたっては、5つの実行ポイントいずれかを手段として用い、環境ターゲットに基づく施策反映に努めるものとします。

実行ポイント 各行政分野	(A)視点	(B)機会	(C)指定	(D)人材	(E)管理
生活・環境・衛生	環境共生		廃棄物・生活衛生	環境的課題全般	
企画・広報	総合的企画と方向性		地域自治多機能化	周知・啓発	
総務・財産	防災・減災		公有財産管理	エネルギー管理	
農・林・水産	農業・林業・漁業		農地・森林・漁港	生育環境・公益的機能	
商工・観光	内外交流の拡大		資源の社会的活用	事業所調整	
建設・土木	土地利用・建築物		公共工事	社会インフラ	
水道・下水道	生活排水処理		水資源管理	残さ再資源化	
学校・教育	環境教育・学習機会		保育・子育て	社会の作り手育成	

6.3. 各種目標について

総合計画及び個別計画の行動目標について、環境に密接に関係する項目を抽出し、環境の側面から進捗状況を共有します。

※今後整理、追加

6.4. 取組評価

(1). 指標とする評価項目の設定

指定・規制的手法に限らず、経済的評価、主体性評価、波及・浸透性評価等を用い、基本方針5分野における環境ターゲット毎に適切に実施します。また、行政統括上の評価は、基本方針5分野における重点施策及び既存施策を中心として、環境側面の統合強化の状況を含め環境・社会・経済の3側面から履行状況を評価します。

(2). 取組状況の点検・見直し

本計画の着実な実行を確保するため、必要に応じて随時、取組状況の点検・見直しを行います。その際、関係する全ての主体の能動性を重視することから、本計画に基づく取組の年次点検・見直し等については、関係主体の調整・連携機関を設置しつつ関係主体それぞれが主体的に行うものとします。

また、美しいふるさとづくり審議会による審議を踏まえ、本計画に基づく施策の進捗状況について点検・見直しを補完的に行うものとします。

(3). 中間・最終年における評価

本計画は2030年までの6年間を実施期間とする計画であり、各主体はその6年を通じた取組について、2030年に総括的な評価を行うものとします。

環境、社会、経済のほか、地域生活、国際的潮流や動向などの情勢の変化に応じて内容の変更・見直しを行うこととし、最終年における評価は、この見直しと最終年における情勢も踏まえながら、2030年以降の次期計画の効果的な推進につながるよう行います。

6.5. 主体性確保と主体構成

環境対策の推進にあたっては、全ての個人・団体に行動が求められるものであって、個々の主体性及び各主体間でパートナーシップを形成し連携を図ることが取組の実効性を確保する上で重要です。

人と環境の関わり方を見直し、市民による地域の自然や環境を保護・保全、活用するための多様な取組を促進するため、市は関係主体が情報を共有し、連携し協力し合うプラットフォーム機能を調整するとともに、市民ニーズに応じた情報提供を通して「人」が適切に関わる計画を実現します。

(1). 主体

生活、事業・活動を通して、責任の基本となる主体設定を想定します。

- ☐ 行政、学校、企業、住民、自治会、事業者、民間団体、NPO 等
- ☐ 消費者、汚染者、排出者、生産者、提供者、観光客、移住者等

(2). 連携

政策上の関わりを通して、行政施策間の連携と統合、協働を進めます。

- ☐ 美しいふるさとづくり審議会のほか、廃棄物減量等推進審議会、上下水道事業審議会、文化財保護審議会、まちづくり委員会、観光立市推進会議、登録済環境リーダー等推進委員、地域コミュニティ等の母体を中心とした地域の推進体制等との連携

(3). パートナースhip

計画の実効性と的確性・持続可能性確保のため、外部機関・有識者等とのパートナーシップを積極的に進めます。

- ☐ 国、府、市、国際機関、専門機関、企業、
- ☐ NGO・NPO・公益法人・京都府北部地域連携都市圏振興社、
- ☐ メディア、学校、大学、有識者、個人等